記入要領の例

【1】収入の減少が、予期 せず家計が急変したこと による場合 / を記入して 下さい。収入の減少がそ うでない場合、本給付金 の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者 が属する世帯の状況」に 記載した全ての方の状 況を記載して下さい。

【令和5年1月から10月の 間の任意の1か月の収入 により申請する場合】 【3】④欄には、収入の減 少のあった月を、⑤欄に は、その月の収入を、⑥ 欄には、D×12の額を記 載して下さい。

【4】下表から、①欄の人 数に対応する区分の非 課税相当収入限度額を 確認し、この額を⑦欄に 記入して下さい.。

【5】非課税相当額収入 限度額(⑦欄)と年間収 入見込額(⑥欄)を比較 して、⑥欄のほうが低け れば支給対象(収入で申 請する場合、2枚目は記 載不要)

【6】記載例②の場合、非 課税相当額収入限度額 (⑦欄)と年間収入見込 額(⑥欄)を比較して、⑥ 欄のほうが高いため、所 得による申請となります。 別 紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

下記にチェック(☑)してください。

□ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られな い月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した者全でについて記入してください。

١	W	(チョナナ)	左欄の者が	<u> </u>			任意の1か月の	か収入(5)		年間収入	非課税相
		氏 名	扶養する者の数	住民税 課税状況	障害者控除等 の適用 -	収入の減少の あった年月	_ 給与収入 _	事業収入 不動産収入	生金収入	見込額 D×12	当 収入 限度 額
ı			1	2	3	4	[A]	(B)	[0]	6	7
	1	<u> </u>		□課税□非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B	+C= [D]		7 :	
	i	<u>/</u>	人	□未申告	□ひとり親控除		円	円	円		H
I	2			□課税□非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B	+C= [D]	円	/	
	Z i		人	□未申告	□ひとり親控除	13 1100 1 73	円	円	円		円
	3			□課税□非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B	+C= [D]	円		
1	ľ		人	□未申告	□ひとり親控除	11/140 1 71	円	円	1	円	円
I	4			□課税□非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B	+C= [D]	円	i	
I	i		人	□未申告	□ひとり親控除		円	円	H	円	円
	5			□課税□非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B	+C= [D]	H	I	
			人	□未申告	□ひとり親控除	плиот Л	#		=	l _円	円

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け 出ている人数)
- 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から10月ま での任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤_ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から10月まぐの任意の1か月の収入を記入してください。

X≥ F. II / A	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
* //* * // *	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。		
	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる。	る書類	をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してく
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉	<i></i> .					
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額					
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円					
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円					
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.3万円					
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	209.9万円					
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	249.9万円					
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	※これを超える場	語合は、上記の初	皮扶養者の人数に	 「応じた区分を適用	3
	ļ	1				

~ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ~



扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、	135 0万四

ひとり親の場合

135.0万円